



共済会に加入し、助け合いの輪を広げよう！！ ～昨年は36名に共済金を届けました～

北名古屋民商共済会では、平成30年度（平成30年4月～平成31年3月）に「入院見舞金」や「祝い金」などの共済金を、延べ36名に総額1,047,000円支給しました。とりわけ、入院見舞金は、共済金支給の中でも最も多く、18名の方に717,000円支払われています。

入院された期間は1人あたり平均13日となっており、昨年と比べ減少しました。ただ、入院見舞金の支給者は昨年の15名から3名増加しており、共済会のいのちと健康を守る運動が一層必要性を増していることが再確認できます。

民商の共済は、連続3日以上入院すれば1日3,000円、1年間で最長120日分見舞金が支払われます。入院された場合など、給付の請求を出される時は、所定の用紙に詳細を記載し、証明書などを添付して申請しますので、事務所までご連絡ください。申請における注意点は下記の通りです。

＜注意点＞

- ① 請求事由が生じてから3年以内に請求してください。入院の場合は初日から起算します。
- ② 加入者でなくなってから1年間以内で、加入期間内の入院であれば退会者でも請求することが可能です。
- ③ 安静加療見舞金は、請求事由が生じたときから6か月の期間内に請求しないとき、請求権は消滅します。

※安静加療見舞金とは・・・傷病治療を目的に、医師から継続して14日以上安静を指示され、加療を行った方を対象に支給される見舞金（1年に1回の給付）



民商の共済会は、いつでも加入することができ、民商会員とその配偶者であれば、新規加入にあたり年齢制限などは一切ありません。また、同居の家族や、従業員も加入させることが可能です（ただし、年齢制限あり）。

また、共済会では、入院見舞金以外にも結婚祝い金や長寿祝い金、怪我や病気で安静が必要となり商売ができなくなった場合に支給される安静加療見舞金など様々な保証が用意されています。さらに、加入者は無料で大腸がん検診を受診することが可能で、健康診断や乳がん検診も格安で受診することができます。気になる会費は1月あたり1,000円となっています。まだ、未加入の方は、民商共済会の助け合いの輪に加入しましょう。

北名古屋市で新たに新設 ブロック塀除去費補助金について

北名古屋市では、昨年まで実施されていた『住宅リフォーム補助金』に代わり、今年から『ブロック塀除去費補助金』が新設されました。

この補助金は、昨年6月の大阪北部地震でブロック塀が倒壊し、通学中の児童が下敷きになり死亡した事故を

うけて設けられたもので、その補助の対象は、「通学路または北名古屋市地域防災計画で定められた避難所などへ至る経路に面するブロック塀であること」「道路からの高さが1m以上のもので、組積造の部分が60cm以上のもの」です。補助額は、最大15万円となっていますが、予算がなくなり次第、終了となります。15日（火）から申し込みは開始されています。詳細は施設管理課までとなりますが、事前の相談などは事務所までお気軽にお問い合わせください。

民商のなんでも相談 税金・融資・労働保険・税金滞納など・・・ いますぐお電話でご予約を
会費は15日までに事務所に届けてください 月初めの集金にご協力を ～会計 正岡修～